

上智大学短期大学部

令和7年度

自己点検・評価報告書

(中間時)

令和7年2月

## 目次

はじめに.....	3-4 頁
-----------	-------

### 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題.....	5 頁
令和7年度自己点検中間時 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題に対する対応.....	5-8 頁
令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画 .....	9 頁
令和7年度自己点検中間時 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画への対応 .....	9 頁-11 頁

### 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時 基準Ⅱ-A 教育課程の課題.....	12 頁-13 頁
令和7年度自己点検中間時 基準Ⅱ-A 教育課程の課題への対応.....	14 頁-17 頁
令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時 基準Ⅱ-B 学生支援の課題.....	18 頁
令和7年度自己点検中間時 基準Ⅱ-B 学生支援の課題への対応.....	19 頁-21 頁
令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画 .....	22 頁-23 頁
令和7年度自己点検中間時 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画への対応 .....	23 頁-25 頁

## はじめに

本学は令和 2 年度の自己点検・評価報告書作成と翌 3 年度の大学・短期大学基準協会による認証評価受審以降、更なる改善に向けた取り組みを行い教育の内部質保証に努めてきた。そうした取り組みの中で本報告書が扱うのは、令和 2 年度に「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」と「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」において明らかにした課題及び改善状況・計画への、令和 7 年 12 月末までの対応についてである。基準内のテーマ、区分、及び観点は、当時の課題に基づく第 3 評価期間に定められたものである。また令和 2 年度に挙げられた課題及び改善状況・計画は、特定の点検・評価上の観点と結び付いており、該当しない観点は、本自己点検・評価報告書には記載していない。

今回の自己点検・評価にあたり特筆すべきことであるが、学校法人上智学院は令和 5 年 3 月 22 日開催の理事会において、上智大学短期大学部の学生募集を、令和 6 年度募集（令和 6 年 4 月入学生対象の入学試験）を最後に、令和 7 年度以降停止することを決定した。そのため本学は特殊な状況下において短期大学部の運営を行うことになり、残念ながら将来的な発展を目的とした様々な改善に取り組むことは不可能となったが、募集停止の発表以前から受験生を中心としたステークホルダーに対して公表してきた学びや学生支援のためのプログラムを極力維持し、その効果的な実施のために必要な改善に注力してきた。特に学生募集停止発表以降は入学者数の減少が顕著であったが、本学の基本的な方針として、従来の教育課程編成・実施の方針のもとにあった教育課程を極力維持し、教育の質保証への責任を果たしてきた。そして教職員による総合的な学習支援、学生支援についても、従来と変わらず手厚く行ってきたと考えている。しかし本学を取り巻く特殊な状況のため、令和 2 年度の自己点検・評価時に設定した課題とは、異なるものへの対応が必要となることが多くあり、よって本報告書では当時の課題に部分的に関連しながらも新たに計画・実施された取り組みに関する記述がある。

学生募集停止と関連した対応について、公的な文書を基に更に記すと、本学は変更設置認可届出書として「短期大学の収容定員に関わる学則変更」（令和 7 年 4 月 1 日変更）を文部科学省に提出し、受理されている。同届出書は、入学定員 250 名、収容定員 500 名から令和 7 年度 4 月より入学定員 0 名、収容定員 250 名に変更することを届け出たものである。「学則の変更の趣旨等を記載した書類」において、教育課程における令和 7 年度の変更点として、海外留学プログラム及び関連科目については、例年 1 年次生の参加が大半を占め、2 年次生は進路に向けた準備等のため希望者が稀であるという理由から、実施開講しない旨を記しており、それについては、希望者が令和 6 年度のプログラムに参加が可能であることを事前周知している。

同書類では定員の変更と共に教育課程と関わる基本方針についても説明を行っている。そこでは、「本来 2 年次生を対象とした教育課程に変更はなく、令和 7

(2025) 年度の開講科目一覧に記載された全科目について、履修者が 1 名でもいる場合は開講する。ただし、同一科目の開講数(クラス数)は在 student 数に応じて決まるため、開講数は減少する。また 1 年次生を対象とした必修科目や、1 年次の履修が望ましい選択必修および選択科目の開講数は減少する」と定めており、その方針に則り科目数の調整を行った。しかしそうした一部の科目の減少と並行して、補習科目や従来の授業実施期間外に集中講義期間を設け新規科目を開講し、学びの充実を図る等の措置をとってきた。

教育課程について詳述すると、従来と比較した場合、在 student 数に対して開講科目が多い状態を維持し、少人数の受講者数での多様な科目の開講、そしてより手厚い学習支援が可能となるよう努力してきた。近年の在 student 数、教員数、そして開講科目数の推移について述べると、在 student 数は、令和 5 年度は 304 名、6 年度は 196 名、7 年度は 67 名(各年度 4 月 1 日現在)であり、それらの学生に対して、総開講科目数は、従来から原則として変更のない令和 5 年度は 247 科目、6 年度は 216 科目、2 年次生のみ在籍する 7 年度は、167 科目である。教員数は、令和 5 年度は専任 15 名・非常勤 41 名、6 年度は専任 14 名・非常勤 38 名、7 年度は専任 13 名・非常勤 33 名である。教員数について補足すると、「学則の変更の趣旨等を記載した書類」で記した通り、短期大学設置基準に則り令和 7 年度に必要な専任教員数は 12 名であるが、在籍する専任教員数は 13 名であり、S/T 比は 4.69 人である(令和 6 年 12 月現在の 1 年次生数を基に計算)。また同書類内の教育方法及び履修指導方法の変更内容の届け出において、「教育方法及び履修指導方法に変更はない。履修指導方法として、本学は在 student に対し、基幹教員[本学の制度では専任教員]がアドバイザーとなり、履修・学修の進め方、学生生活、進路等に関する助言や指導を行っている。令和 6 年度から、従来のメインアドバイザーに加え、サブアドバイザー 2 名が指定され、学生 1 名に対し 3 名の基幹教員が支援を行っている」と記している通り、より手厚い教育・指導が可能な新たな体制を築く努力を行ってきた。

本報告には既述の通り、将来的な発展を目指した報告書とは異なる点があるが、学生の学習成果獲得、そして卒業認定・学位授与の方針が示す資質・能力の獲得に向け、本学が継続してきた教育上の取り組みに対する自己点検・評価の内容を示したい。また今回の点検・評価とは別に、本学ではアセスメントポリシーに則った年次アセスメントを令和 7 年度まで継続しており、それについては、報告書冒頭近くの「基準 I-C 内部質保証の課題に対する対応状況」の説明でもふれている。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

令和 2 年度自己点検・令和 3 年度認証評価時

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

自己点検・評価委員会は、7 年に一度の認証評価とその中間時自己点検・評価時に主な活動をしている。毎年度のアセスメントは各専門委員会委員長より、運営会議及び教授会に付議され、当該年度または次年度の行動計画の策定に役立ち、または勧告を受けて改善へと繋げている。

本学は単科の短期大学部であり、専任教職員数にも限りがある。多岐にわたる各種委員会業務を限りある人数で重複して担っており、学長とその諮問機関である運営会議（各専門委員会委員長を含む）と教授会というシンプルな構造の中で、毎年の自己点検・評価を行うのが効率的である。しかし、自己点検・評価委員会及び小委員会にも目的、役割があり、両者の位置付けを改めて検討してみることが必要であると考え。また複数のアセスメントポリシーを、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）」に焦点を当てたものに絞ることも検討していく。

令和 7 年度自己点検（中間時）

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題に対する対応＞

該当する観点

基準 I-C-1 (1) 「自己点検・評価のための規程及び組織を整備している」

基準 I-C-2 (1) 「学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している」

基準 I-C-2 (2) 「査定の手法を定期的に点検している」

基準 I-C-2 (3) 「教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している」

令和 2 年度自己点検及び令和 3 年度認証評価時に課題として挙げられていた自己点検評価委員会の在り方については変更を行わず、今回の中間時自己点検・評価の実施へと至ったが、同じく当時の課題であった年次アセスメントの在り方については、見直しを行った。

従来のアセスメントにおいては、授業改善、学習成果、教育成果という領域で多岐にわたる詳細な評価を行い、その結果を基に教育課程の改善に活かしてきたが、検討を重ねた結果、当時の課題でも言及した通り評価の焦点を学習成果に絞り、更に評価対象として本学の卒業認定・学位授与の方針と密接に結び付いたものを中核に据えることとし、アセスメントポリシーの改定を行った（資料-1）。令和 4 年度より新たなポリシーのもとで年次アセスメントを開始し、より焦点を絞った効果的な方法でのアセスメントに繋げ、その結果を教育課程改善へと活かし、現在まで内部質保証に努めてきた。また同改定に取り組む契機の一つは、年次アセスメント結

果の外部機関による評価を目的とし毎年開催してきた地元秦野市との三つのポリシー自己点検・評価会議において、学生の学習成果の獲得のためより教職員が注力すべきとの助言を得ていたことにある（資料-2）。

以下に令和4年4月1日改定の本学アセスメントポリシーを記す。また同ポリシーの概要と、適宜実施する総合的な学習成果の評価に関わるポリシーについては、「教育課程編成・実施の方針」内に明記しており、そちらも併せて記す。

<b>アセスメントポリシー</b>
<p>本学は卒業認定・学位授与の方針が示す能力及び資質の修得に向けた学生の学修成果獲得状況を把握し、教育課程の改善を行うため、教育課程編成・実施の方針で示した内容及び方法により評価を実施します。アセスメントの中核を成す内容について以下に定め、年次アセスメントとして実施します。</p>
<p><b>キリスト教ヒューマニズム理解力・教養力アセスメント</b></p> <p>卒業認定・学位授与の方針1が示すキリスト教ヒューマニズム理解力及び方針2が示す教養力の修得に向けた学修成果獲得状況を評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価物 教養必修科目「人間学」における学修成果物</li> <li>■ 評価内容 キリスト教的人間観を基盤とした人間と社会にかかわる事象の理解力、文献理解力、テーマ設定力、論理的かつ明晰な文章表現力等</li> <li>■ 評価手法 ルーブリックを用いて評価</li> <li>■ 評価者 教養必修科目「人間学」担当教員</li> </ul>
<p><b>英語力アセスメント</b></p> <p>卒業認定・学位授与の方針3が示す英語力の修得に向けた学修成果獲得状況を評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価物 (1) TOEIC 等標準化された試験の結果（入学時、1年次春学期終了時、1年次秋学期終了時、2年次秋学期終了時のスコア）、(2) 英語科目における成績評価の分布(A-F)と推移（個人、グループ、学年別等）及び GPA とその推移（個人、グループ、学年別等）、(3) 卒業時アンケート回答（英語力修得に関わる学生の学修達成度の数値）</li> <li>■ 評価内容 英語による自己発信力に重点を置いた4技能、実践的・学術的英語運用力等</li> <li>■ 評価手法</li> </ul>

データ分析

■ 評価者

教務専門委員会

### 専門力アセスメント

卒業認定・学位授与の方針 4 が示す能力・資質の修得に向けた学修成果獲得状況を評価します。

■ 評価物

専門必修科目「ゼミナール II」における学修成果物、ゼミナール論文（複数のゼミナールに提出された日本語と英語による論文、異なる分野に関わる論文を含む）

■ 評価内容

専門分野の知識に基づくテーマ設定力、論理的思考力、構成力、先行研究・データ分析力、文章作成技能等

■ 評価手法

ルーブリックを用いた評価

■ 評価者

ゼミナール論文アセスメント担当教員

### 地域の国際化・多文化共生力アセスメント

卒業認定・学位授与の方針 5 が示す能力・資質の修得に向けた学修成果獲得状況を評価します。

■ 評価物

(1) サービスラーニング・ポートフォリオ、(2) 卒業時アンケート回答

評価内容

国際的な諸問題の理解を基盤とした、地球市民としての問題意識、国内外における国際社会が抱える問題の解決、言語教育力、多文化共生社会の実現に向けた力等

■ 評価手法

ポートフォリオ記述内容分析、データ分析

■ 評価者

地域連携活動専門委員会

## 学習成果の評価の中核及びその他のアセスメントに関わる方針

(「上智大学短期大学部英語科の教育課程編成・実施の方針」より抜粋)

### 学修成果の評価

本学は卒業認定・学位授与の方針が示す能力及び資質の修得に向けた学生の学修成果獲得状況を把握し、教育課程の改善を行うため、以下の内容及び方法により評価を実施します。

総合的な学修成果の評価として、以下の評価物を含むアセスメントを適宜実施します。

- 科目別及び全科目についての通算成績評価の分布(A-F)と推移(個人、グループ、学年別等)
- 科目別及び全科目についてのGPAとその推移(個人、グループ、学年別等)
- 学習意欲及び学修行動に関する調査結果
- 入試種別ごとの学修成果及び進路データ(エンロール・マネージメント)
- 就職・進学率
- 卒業生進路先アンケート
- 卒業生アンケート

アセスメントポリシー改定後には、学習成果により焦点を当てた評価が可能となったことに伴い、その結果を基に教育課程の改善を行う際にも重点項目の絞り込みが効果的に行えるようになった。主たるアセスメントポリシーの他にも評価についてもポリシーを定めることにより、より多角的な学習成果の評価が可能となっている。また以前のポリシーのもとでは、評価担当教員に偏りがあったが、新たなポリシーに則りより多くの教員を評価者に含むことで、更に充実した評価体制を築いた。

資料-1 教授会議事録(令和4年1月18日)

資料-2 令和3年度卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)、及び入学者受入れの方針(アドミッションポリシー)の視点から、本学の取組みに係る適切性を確保するための点検・評価会議 議事録

## 令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時

### <基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の学習成果は、「建学の精神」とそれに基づく「卒業認定・学位授与の方針」が示す五つの分類の中で個々に定められるとともに、個別科目シラバス内の「到達目標（学修成果）」において定められているが、短期大学部としてそれらを統合した形での学習成果は定めていない。その主な理由は、本学は英語科単科の短期大学部であるが、多様な教養科目と専門科目を開講し、特に基礎科目と専門科目分類内に、「異文化理解」、「英米文学研究」、「言語研究」、「言語教育」の四つの領域を設け、それらの科目群から学生は自由に科目を選択するため、卒業時の学習成果に多様性が見られることである。また卒業生が4年制大学の多様な学科に編入学する等、学問への興味と学習成果に幅がある。しかし、そうした学習成果の中に中核的な要素を見定めた上で短期大学部としての学習成果を定め、学則等にも明記することを検討していく。

## 令和7年度自己点検（中間時）

### <基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画への対応>

#### 該当する観点

基準Ⅰ-B-2 (1) 「短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている」

基準Ⅰ-B-2 (2) 「学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている」

基準Ⅰ-B-2 (3) 「学習成果を学内外に表明している」

本学では、これまで各方針や個別科目のシラバス等で多様な形で示してきた学習成果に加え、機関として統合的な学習成果を定めるため検討を重ね、令和4年1月運営会議、教授会、及び2月運営会議での審議を経て、2月教授会において、その制定に至った（資料-1）（資料-2）。内容として、本学の「建学の精神」のエッセンスを表す「教育上の方針」内に、教育上重要な「三つの視点」と、学びを通して学生が修得することが求められる「三つの能力」が明らかにされていたが、それらの改定を行い、「三つの視点」を基に「三つの能力」を獲得することを本学の学修成果とした。その際、短期大学部ではなくまず学科レベルでの学習成果を定めた。また学習成果の位置付けとして、学則で扱うのではなく、履修要覧やホームページを初めとする媒体に明記し、公開することを決定した（資料-2）。

令和4年4月1日以降の本学英語科の学習成果は以下の通りである。

## 上智大学短期大学部英語科の教育上の方針と学修成果

上記の建学の精神をより具体化させた教育上の方針として、本学は以下に記す「3つの視点」と「3つの能力」を定めています。学生の卒業時の学修成果は、「3つの視点」の理解のもとに「3つの能力」を修得することです。

### <3つの視点>

#### (1) キリスト教ヒューマニズム

「人間教育」を掲げる本学は、キリスト教ヒューマニズムという視座から、人文・社会科学を中心とする幅広い学問分野を考察し、その過程において「人間」への理解を涵養することにより、社会貢献の志を抱く人材を育成します。

#### (2) 英語発信力

「内容重視 (content based)」「自己発信 (self-expressive)」型の英語教育を通して英語の技能を向上させるとともに、言語の価値と運用の本質的意味を理解し、それを基盤に多様な分野の教養教育、専門教育、そして人間形成をします。

#### (3) 国際性

言語教育を核として、異文化理解、英米文学研究、言語研究、言語教育を中心とする領域で、専門教育を実施します。さらに、地域活動の中での国際協力（サービスマーケティング活動）や、短期留学プログラム、そして本学の持つ国際色豊かな教育資源を活用することにより、国際化が進む社会で活躍できる人材を育成します。

### <3つの能力>（上智大学短期大学部英語科の学修成果）

#### (1) 教養力

キリスト教ヒューマニズムを基盤とした幅広い学問領域の知識とともに、人や社会によって異なる信念や価値観を豊かに持ち、自己と異なる考えを理解し、共感し、寄り添うことによって他者や異文化との間で関係を築く力を修得します。

#### (2) 言語力

国際社会の共通言語として広く使われる英語の学習を通して複言語話者としての「言語力」を修得するとともに、そのような言語力が可能とする他者や異文化への理解を、教養力と専門力の修得へと繋げます。

#### (3) 専門力

学問領域の知識を体系的に身につけ、それを基に論理的に自らの考えを構築

する能力です。異文化理解、英米文学研究、言語研究、言語教育を中心とする領域で、自ら研究課題を見出し、自律的かつ主体的に研究する力を修得します。また地域活動の中での国際協力（サービスラーニング活動）を通して、地域の国際化を推進する力や多文化共生力を修得します。

上記の通り英語科の教育課程で修得可能な学習成果を明確にした。なお英語科の「卒業認定・学位授与の方針」では、教育課程内で修得可能であるより多様な能力や資質を定めているが、英語科の学習成果では、それらのエッセンスに焦点を当てている。更に本学が何をどのような目的で教えるかを伝える教育上の方針を理解した上で学生が得るべき成果を明確にした。

資料－1 教授会議事録（令和４年１月１８日）

資料－2 教授会議事録（令和４年２月１８日）

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

「教育課程編成・実施の方針」により定められている科目群のうち、教養科目群と基礎科目群、専門科目群に関して、これらの定義、また相互の関連性が不明確であるという指摘が教授会等でなされてきた。それを改善するためには「教育課程編成・実施の方針」を見直し、科目群の再定義及び各科目の再配置が必要となる可能性がある。令和2年度より教養科目群において実施したように、今後、基礎科目群、専門科目群においても週1回開講科目化を検討する必要がある。更に「教育課程編成・実施の方針」の見直しの中で、現行の四つの「領域」についての再考が必要となると考えられる。特に「異文化理解領域」には、分野横断的に多様な学問分野と関わる科目が位置付けられているため、「英米文学」、「言語学」、「言語教育」領域の有するような専門分野の明確なコアが定められていないことを、改めて見直す必要がある。

本学では具体的かつ一定期間で獲得可能な学習成果を、年次のアセスメントにより測定、評価している。その学習成果の具体性及び明確性は、各授業シラバスの主に「到達目標（学修成果）」に見て取ることができる。例えば教養教育における主たる学習成果は教養必修科目である「人間学Ⅰ」のシラバスに、そして専門力の主たる学習成果は専門必修科目である「基礎ゼミナール」及びより発展的なゼミナール科目のシラバスにおいて明記されている。しかしながら英語力の学習成果については、必修科目である「英語Ⅰ～Ⅳ」の全てのクラスに共通したものは設定されていない。卒業までの毎学期に履修が必須となっているこれら英語必修科目において、「人間学Ⅰ」や「基礎ゼミナール」のように共通シラバス上で、本学の学生があまねく獲得すべき英語の学習成果が具体的に定められていないことは、改善されるべき課題である。特に「英語Ⅰ」を除く3科目の担当教員の多くが非常勤教員であるため、その必要性はより高まる。同時に専門力・研究力の涵養において主要な科目と位置付けられる専門必修科目の「プレ・ゼミナール」そして「ゼミナールⅠ・Ⅱ」にも、統一された共通の「到達目標（学修成果）」は設定されていない。ただし「ゼミナールⅡ」ではゼミナール論文を評価項目の一つに含めることを、科目担当者である専任教員が共通認識としている。今後、必修英語とともにゼミナール関連科目においても、学習成果の検証が必要である。

本学は、学習成果を明示し単位の実質化を図るための重要な要素である授業シラバスを、履修要覧及び本学のウェブサイトに掲載し、学生による教育課程の理解や効果的な科目選択を促してきた。しかし昨今のデジタル化の流れの中で、シラバスを上智学院の教学支援システム Loyola で閲覧可能な体制とし、更なる利便性の向上に繋げることを検討すべきである。そして早期に実現することが課題である。

本学は学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定・評価する仕組み

を有している。しかしながらその測定の範囲が限定的であるという課題がある。年次の「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」、及び「ティーチングアウトカムズ（教育の成果）アセスメント」では英語力、教養力、専門力の測定を成績評価の分布や外部テストの分析、また各種評価のためのアンケート結果等を基に測定・評価している。一方で単位取得率、学位取得率等の分析は行っていない。また、GPAを卒業要件や退学勧告と結び付けるべきかといった議論は、まだ実質的には行われておらず、まず成績評価の厳正化と単位の実質化に取り組み、その後の課題と位置付けられている。「卒業認定・学位授与の方針」が掲げる能力の獲得と、卒業率や退学率は密接に関わるため、学生の各科目における成績評価と卒業要件単位数の修得に加え、GPAを指標とした新たな制度の必要性について検討し、必要であると認められた場合には新たな制度設計に取り組む必要がある。

そして「卒業認定・学位授与の方針」の見直しとして、方針内でより具体的な卒業要件及び成績評価の基準の明確化を検討していく。

各科目における成績評価は、短期大学設置基準等に則り、学生の学習成果の獲得を基に担当教員が行っている。しかしながら同一科目の複数クラス間で成績評価のばらつきが頻発したため、令和元年度より一部を除く科目において、A評価に限りその割合をクラス全体の30%以内に限定した。それによりクラス間、また科目間の成績のばらつきは改善傾向にあるが、学習成果の獲得を正しく評価するという本来の目的のもとに、本制度について今後数年をかけて注意深く見守り検証する必要がある。例えば、適用されるべき科目の種類や性質、また受講者数の下限等が今後の見直しの対象となってくる。

本学では卒業生が就職した企業や編入学した4年制大学にアンケート調査を依頼し、卒業生に対する評価を得ている。そこに含まれる卒業生の学習成果の評価や本学の教育内容に対する要望や課題を、本学の学習成果のアセスメントに取り入れた上で、教育課程の改善により効果的に反映する必要がある。例えば平成30年度にアンケート先から指摘されたプレゼンテーション能力や文章作成能力を含むコミュニケーション能力の強化については、幾つかの必修科目において共通シラバスにそれらを取り入れ、学習内容や評価基準の一部としたが、他の多くの科目においてそのような対応をしているわけではない。シラバス作成を通じた学科からの正式な指示としては、「アクティブラーニング」導入の推奨にとどまる場合もある。今後も卒業生の評価への取り組みを継続するが、それが浮き彫りにする課題を、どのような形で教育課程の改善に反映させることがより効果をもたらすか検討する。

卒業生の調査については、進路先からの意見聴取を実施しているが、卒業生からの意見聴取は、卒業時のアンケートを除き行っていない。今後は、大学・短期大学基準協会主催の「短期大学生卒業生調査」に参加し、自己点検をより多角的に進め内部質保証に取り組む。

## 令和7年度自己点検（中間時）

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題への対応>

#### 該当する観点

基準Ⅱ-A-3 (1)「教養教育の内容と実施体制が確立している」

基準Ⅱ-A-3 (2)「教養教育と専門教育との関連が明確である」

課題として設定されていた教養科目群と基礎科目群及び専門科目群の定義、また相互関連性の不明確性、四つの専門「領域」についての再考に関して、中間時までには具体的な教育課程改訂の計画策定に至らなかった。その主な理由として、令和2年度に教育実施体制をコロナ禍への対応のためハイフレックス型授業へ移行したことに伴う体制の充実、また後の令和4年度より原則としてキャンパスでの対面授業へ体制を戻したことが挙げられる。更に本報告書の冒頭でも記したが、令和5年に学生募集の停止を発表して以降重要となったのは、個々の科目の受講者が少なくなる中で従来の教育課程を維持することであった。

前回の自己点検・評価報告書作成年度の令和2年度より、教養選択科目の開講頻度を週2回から週1回に変更し、特定の学問分野の科目をそれぞれA、Bと分けて二科目とし、科目内容を異なるものとしながらもどちらから履修しても入門的な知識が得られる科目と位置付けたが、その効果として、ほぼ全ての教養選択科目において、AまたはBあるいは双方を履修した学生の割合は、令和2年度及び3年度にかけて増加した（資料-1）。具体例を挙げると、令和元年度に週2回開講の「マスメディア論」を履修した学生の割合は13.9%であったが、2年度には35.1%、3年度には28.8%の学生が、「マスメディア論A」または「マスメディア論B」のいずれか、あるいは双方を履修した。これは幅広い教養を身につけるという観点から見て望ましい成果であった。課題として挙げた、基礎科目群、専門科目群においても週1回開講科目化を検討する必要があるという点について、検討は行ったが、特に専門科目において履修する科目数と修得する学問分野が増加し難易度が増すことへの懸念が示されたこともあり、継続した検討は行わなかった。

#### 該当する観点

基準Ⅱ-A-6 (1)「学習成果に具体性がある」

基準Ⅱ-A-6 (2)「学習成果は一定期間内で獲得可能である」

基準Ⅱ-A-6 (3)「学習成果は測定可能である」

課題であった英語必修科目に共通する「到達目標（学修成果）」が設定されていない点について、共通の成果を設定することは、個々の学生の学力や学習上のニーズが非常に異なるため困難であると認識された。ただし、同科目のシラバスでは共通部分として「達成目標（授業の目的）」が示されており、それを踏まえて各科目担当教員が「到達目標（学修成果）」を定めるという位置付けになっている。「プレ・

ゼミナール」「ゼミナールⅠ」及び「ゼミナールⅡ」といった科目についても共通の「到達目標（学修成果）」は定めなかった。ゼミナール科目については、学習成果に焦点を絞った年次アセスメントの一環として、学生が2年次秋学期に履修する「ゼミナールⅡ」で提出するゼミナール論文のアセスメント内で共通ループリックを使用し、テーマ設定、全体の基本構成、先行研究、データ分析・考察、結果・結論、引用、論文の分量、文章作成における技能などに関わる学習成果を測定し、その結果を毎年教授会で継続的に把握してきた。またアセスメントを通じた共通理解を基にゼミナール論文の指導を行ってきた。

学習成果を明示し単位の実質化を図るための重要な要素である授業シラバスのデジタル化と、上智大学・上智大学短期大学部共通の教学支援システム Loyola における公開については、特に令和3年度に教務専門委員会内で議論されたが、短期大学部と上智大学間でシラバスの構成が異なることが実現に向けた大きな障害となった（資料-2）。最終的に、Loyola システムの管理者側から短期大学部の要件に対応は困難であるとの回答を受け、この取り組みは断念された。

学習成果の測定において、単位取得率、学位取得率等の分析は行っておらず、また、GPA を卒業要件や退学勧告と結び付けることに関する議論が実質的に行われていないことが課題として設定されていたが、入学者数減少の中で学力の二極化が一部見られ、特に成績不振者の単位取得と学位取得状況を注意深く分析する課題が強く意識された。それを受け、学習成果の測定の一環としての単位取得率、学位取得率等の分析ではないが、令和4年度より GPA に基づき学びに難しさを抱えている学生への対応策を検討し、5年度に方針を立て、そこでは GPA が 0.5 未満の学生に対して、「学生生活や成績を振り返り、今後の履修や学修の進め方などについてアドバイザー教員と相談する機会を設けます。これらの指導や相談を経ても勉学継続の意欲が見受けられない時には、退学を勧告する場合があります」と定めた（資料-3）。令和6年度には基準をより厳密なものとし GPA 1.0 未満へと引き上げ、同時に「学生、保護者または保証人、アドバイザー教員との間で三者面談を行い、学生生活や成績を振り返り、今後の履修や学修の進め方などについて見直す機会を設けます。これらの指導や相談を経ても勉学継続の意欲が見受けられない時には、退学を勧告する場合があります」と定め、三者面談という形を通して情報共有者を拡大し、学びの改善に向けたアドバイザー教員による手厚い支援を試みた上で、最終的な退学勧告に至るとした（資料-4）。同方針は、毎年履修要覧に掲載し、学内外に公表している。実際に退学勧告を行った学生数は令和7年度末までで1名であり、当該学生は他の理由で除籍となった（資料-5）。

学習成果の獲得を正しく評価するという目的のもと、A 評価に限りその割合を各科目受講者の 30%以内に限定し、その後適用されるべき科目の種類や性質、また受講者数の下限等を検討したが、A 評価を付与し、なおかつその割合をクラス全体の 30%以内に限定することが成り立つ受講者数の下限を設定した。ただし前回の自己点検・評価時から変わらず、同制度は原則として全ての科目に適用され、種類と性質の観点から例外はゼミナール科目、合否判定のみで成績評価を行う科目、その他

体育実技等の一部の科目と定められている。元來成績評価上の主な問題は、必修科目において科目担当教員間で A 評価の割合に顕著な差が見られたことであった。例えば、令和 4 年度春学期開講の英語必修科目「英語 III」では、計 11 名の教員のうち 8 名が 26.7%以上の学生に A 評価を付与し、残り 3 名の教員については、A 評価の割合が 5.9%、11.1%、18.8%と著しく低い結果であった（資料－6）。A 評価上限制度の導入以降、評価の割合における差は狭くなったが、30%以内で依然として残っていた。主な原因として、クラス間の学力差、シラバス内の到達目標や評価基準の設定における課題等があった。また令和 3 年度以降在学生の数が減少したため、各科目の履修者数が減少したこともあり、履修者数や科目の性質を根拠とした制度の更なる見直しの有効性が低下した。

### 該当する観点

基準Ⅱ－A－8 (1)「卒業生の進路先からの評価を聴取している」

基準Ⅱ－A－8 (2)「聴取した結果を学習成果の点検に活用している」

卒業生の進路先からの評価に関わる調査をより充実させるため、本学は「一般財団法人 大学・短期大学基準協会」が企画立案した「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」に、令和 3 年度に参加し、学生生活・進路指導専門委員会が主体となりアンケート実施及びその結果分析を行った。アンケートの対象となった卒業生は、本学同窓会に連絡先を登録し進路情報が明確である卒業後 5 年目の 124 名であり、そのうち 15 名（12%）から回答を得た（資料－7）。学習成果と関りの強い質問項目への回答を分析すると、「異文化理解」や「語学力」については、全国平均に較べ、自己評価が非常に高いことが分かった。「問題理解能力」「文章作成力」「文章読解力」「データ理解力」「コミュニケーション能力」「学習習慣」「チャレンジ精神」「粘り強さ」「計画性」「社会貢献への意識」などの項目においても、全国平均に比べ、わずかながらではあるが高い自己評価を得た（資料－8 以下分析は同資料に拠る）。

その反面で、6 項目については全国平均よりも低かった。それらの項目の内、「論理的思考力」、「リーダーシップ」、「プレゼンテーション」、「選挙への関心」の 4 項目については、差はごくわずかであったが、「専門分野の知識」、「キャリア意識」の 2 項目については、相対的に大きな差が見られた。「専門分野の知識」については、本学が資格取得等と結び付いた特定の専門科目に特化した短大ではないことが主な原因の一つであると考えられたが、「キャリア意識」の低さについては、早急に対応すべきであると判断した。その際、「キャリア意識」の自己評価が低かったことに加え、教育内容に対する要望と関わるアンケート項目への回答において、「就職後のキャリアプランについて考える機会を作ってほしい」という要望があったことに注目した。

本学では従来、1 年次春学期開講の必修科目である「基礎ゼミナール」においてキャリア意識の育成を促すとともに、正課科目外で「キャリア講座」を実施してき

た。それらを通して、他学のキャリア関連の科目で扱われる実質的な内容を扱っているが、「キャリア講座」は性質上、参加が必須ではないため、そこにキャリア意識の育成に関して他学との差が出る要因があると考え、必修科目である「基礎ゼミナール」内にキャリア意識を高める取り組みを組み込むこととした。また自己点検・評価報告書内の課題では、卒業生に関わる調査結果に対応する改善に、必修以外の他の多くの科目でも取り組む可能性を示唆していたが、キャリア意識涵養への対応を行うにあたり、まずは科目の性質上及び1年次春の必修という教育課程内での位置付けから、最も相応しいと考えられる「基礎ゼミナール」の改善に注力した。

キャリア意識の問題として、本学の多くの学生に働くことへの不安があり、就きたい仕事になかなか決まらないという傾向が見受けられるため、10年後の自分を見据えた将来像を肯定的にイメージ出来るようにする機会を設けることが重要であると考えた。その際「キャリア講座」の中で既に活用してきた「ライフラインチャート」を用いて、過去の出来事から自分自身の価値観や強みを抽出し、そこから将来の設計を描く（具体→抽象→具体という流れをつくる）という学びの機会を提供するのが効果的であると考えた。上記の改善は既存の科目共通シラバスの範囲内で行うこととし、「基礎ゼミナール」担当教員間で調整を図り、同科目の全てのクラスで令和4年度より実施を開始した（資料-8）。その後更に検討を重ね、「ライフラインチャート」に加え、学期後半では「ミートミーブック」（仕事や家庭についてディスカッションした後、ライフキャリアプランを書く）を使うなど工夫を行った（資料-9）。

また近年は卒業生の学習成果の調査を約2年ごとに実施していたが、上記の令和3年度実施の調査が最後となっている。令和5年度には年次アセスメントに基づいた教育課程改善を行いながらも、募集停止発表後の教育課程上の取り組みや学生支援の重要性が高くなったことが理由の一つである。

資料-1 2019-2021 教養選択科目\_\_履修科目数

資料-2 2021 シラバス項目比較表

資料-3 教授会議事録（令和5年3月24日）

資料-4 教授会議事録（令和6年3月22日）

資料-5 教授会議事録（令和6年6月10日）

資料-6 2021-2024 成績評価分布表

資料-7 教授会議事録（令和4年3月25日）

資料-8 「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」の集計結果報告およびカリキュラム提案について

資料-9 教授会議事録（令和4年7月19日）

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の学習成果の獲得状況を適切に把握しながら、履修及び卒業に至る指導を行うことについて、近年では学習進度の速い学生と必ずしもそうではない学生間の開きが生じており、教育課程では前者の学生の更なる学習を促す科目や後者を対象とした補修科目を設ける等の対応をしてきた。しかし単位の実質化に伴う成績評価厳正化に向けた取り組みもあり、卒業者数は、令和2年度には卒業判定対象272名中、卒業243名、在学継続29名（修業年限不足5名、修得単位不足24名）である。在学中に休学等の理由で必ずしも2年間の卒業を希望しない学生も一定数いるが、希望する学生の全員が実現できないのが実情である。専任教員のアドバイザーが履修や学習を含む支援を行っているが、より個々の学生の学習進度やニーズに合わせた支援が必要である。特に令和2年度より、教養科目が週1回開講科目となったことにより、幅広い多様な学問体系を学ぶことができるようになったが、同時に履修相談の際に個々の学生に合わせた指導、そしてその後の学習支援が必要である。また令和3年度入学者より、卒業要件の単位数も66単位から62単位に減少（専門選択科目を減少）させたため、その効果について検証する。

合理的配慮を必要とする学生の支援を行う「学生生活サポートシステム」を学生生活・進路指導専門委員会が中心となり運用しているが、運用開始が平成28年度であり、今後活用を望む学生が増える可能性もあるため、社会の要請に合わせたシステムの改善を継続して検討し、実施する。

学生からの意見聴取のため学生生活実態調査を実施しているが、変化する社会の中で学生生活の実態を総合的にそして的確に把握するため、アンケート集計や分析を早める必要がある。また調査項目についても、特にコロナ禍での影響を含め工夫を行う必要がある。

そして進路支援については、2年次の秋学期になっても進路の希望が定まらない学生や、安易に進路の希望を変更する学生については、学生生活・進路指導専門委員会が中心となり、アドバイザー教員から情報を収集し、教学支援システムLoyola、メール、電話等で連絡を継続的に行うよう努めている。アドバイザー教員からも連絡を試みているが、それでも連絡が取れない場合もあり、対応に苦慮することがある。以下の改善計画で記すが、進路決定を可能とする効果的な支援とその継続が必要である。

## 令和 7 年度自己点検（中間時）

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題への対応>

#### 該当する観点

基準Ⅱ-B-1 (1) ⑥「学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている」

基準Ⅱ-B-2 (5)「基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている」

基準Ⅱ-B-2 (6)「学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している」

専任教員のアドバイザーから個々の学生の学習進度やニーズにより合わせた支援が必要であるという課題について、本学は従来各学生について1名の専任教員がアドバイザーを務める体制であったが、令和6年度からは、各学生について1名の主アドバイザーと2名の副アドバイザーを充て、個々の学生に対するより細かなニーズへ対応が可能な体制とした（資料-1）。

令和3年度以降の入学者に適用される卒業要件の単位数削減（66単位から62単位）による長期的な影響について、卒業率の観点から客観的検証を行うには難しい問題が生じ、その理由として、各年度の在学生の学力差、令和2年以降導入された遠隔での授業参加を含むハイフレックス授業や令和4年度より再開された原則キャンパスでの対面授業といった授業形態の変化、また在学生数の減少並びに、教養科目の週1回開講科目化も挙げられる。

しかし卒業に至る指導について述べると、特に令和6年度に最後の入学者を受け入れた後、学生により多くの学習の機会を提供し、卒業に至る指導を手厚くする取り組みを行っている。通常の授業実施期間の科目開講に加え、令和6年度秋学期より各学期末に集中講義期間を設け、学びに難しさを抱えている学生を対象に卒業に向けた指導を行っている（資料-2、資料-3）。この取り組みについては、続く<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画への対応状況>に関わる箇所でも詳述するが、実際に卒業を見込む学期に、通常の授業実施期間には卒業要件を満たせず、集中講義期間にそれを満たすことが可能となり卒業へと至った学生数は、令和6年度3月卒業生の1名である（資料-4）。また卒業を見込む学期以前にも、将来的な卒業に向けた履修が可能な制度としている。

また教育課程では学生の更なる学習を促す科目や補修科目を設ける等の対応を継続してきた。特に入学者の募集が停止された令和7年度には、本学が有する全科目群（教養、英語、基礎専門）において、必修科目の補習科目を準備し、履修者がいる場合には開講した（資料-3）。

なお令和2年度自己点検・評価報告書作成及び3年度の認証評価受審以後の卒業者に関わる数値は、令和3年度3月は卒業判定対象258名中、卒業224名、在学継続33名（修業年限不足11名、修得単位不足22名）、令和4年度3月は卒業判定対象187名中、卒業156名、在学継続30名（修業年限不足6名、修得単位不足24名）、令和5年度3月は卒業判定対象176名中、卒業152名、在学継続24名

(修業年限不足 9 名、修得単位不足 15 名)、令和 6 年度 3 月は卒業判定対象 117 名中、卒業 107 名、在学継続 8 名(修業年限不足 1 名、修得単位不足 7 名)である。卒業率の学習成果との関わりにおける分析は行っていないが、卒業率の推移は、令和 2 年度 89.34%、令和 3 年度 86.82%、令和 4 年度 83.42%、令和 5 年度 86.36%、令和 6 年度 91.45%である。体調不良による在学継続者が一定数含まれている。

#### 該当する観点

##### 基準Ⅱ-B-3 (11)「障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている」

障がい者を対象とした学びの支援体制に関する課題において、本学は合理的配慮を通じた支援体制である「学生生活サポートシステム」を整えているが、今後活用を望む学生が増える可能性もあり、また社会の要請に合わせたシステムの改善を継続して検討すると述べていた。対応状況として、令和 6 年度改正障害者差別解消法の施行によりすべての大学において合理的配慮の提供が法的義務となったことに合わせ、令和 7 年度に申請書類の改訂を行い申請希望学生の負荷を減じると同時に、従来はカウンセリングオフィス・健康管理室担当者が受け付けていた申請書・診断書の提出先を事務センター担当職員に変更することにより、速やかな支援の開始に繋がるよう改善を図った。また授業での具体的な配慮内容を含む文書を、科目担当教員が事務センターで閲覧する方法をとっていたが、令和 4 年度秋学期以降セキュリティの高いオンライン上のシステムでの共有に移行し、教員が随時その内容を確認することが可能な体制へと改めた(資料-5)。同時に日々の業務の中で、カウンセラー、専任教員が務めるコーディネーター、事務担当職員間の連携を強めることにより、学生及び科目担当教員のニーズにより効果的に応える体制を築いた。

#### 該当する観点

##### 基準Ⅱ-B-3 (8)「学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている」

課題では学生からの意見や要望聴取の際に、調査項目についても、特にコロナ禍での影響を含め工夫を行う必要があると述べていたが、「2022 年度(令和 4 年度)上智大学短期大学部学生生活実態調査 報告書」内では、調査項目は従来通りのものとし、回答の分析の面でコロナ禍の影響も考慮に入れた。自宅通学生が増加し自宅外通学生が減少している現象や通学時間の増加等に、その影響を見ることが出来ると考えた(資料-6)。また本学の学生募集停止に伴い、学生生活実態調査の実施は令和元年度が最後となる。

#### 該当する観点

##### 基準Ⅱ-B-4 (1)「就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している」

##### 基準Ⅱ-B-4(2)「就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている」

## 基準Ⅱ－B－4（5）「進学、留学に対する支援を行っている」

学生の進路に関わる継続的な情報収集、本学から学生への情報提供と学生とのコミュニケーションの継続及び改善が課題となっていたが、学生生活・進路指導専門委員会が中心となり対応した。就職希望の学生に対しては、活動のピーク前に限らず、年間を通じて月1回程度、メールや電話で学生の就活状況の確認や求人紹介を行う体制とした（資料－7）。4年制大学への編入学希望の学生に対しては、志望校リストを配布し、提出されたリストに基づいてアドバイザー教員が個別指導を実施してきた（資料－8）。2年次の秋学期になっても進路の希望が定まらない学生や、安易に進路の希望を変更する学生についても、進路指導委員会がアドバイザー教員との連携を強め、支援の必要な学生についてより多くの情報を得て個別面談を実施し、働きかけを行ってきた。

資料－1 学生配布資料 アドバイザー制度について（令和6年4月17日）

資料－2 2024年度上智大学短期大学部履修要覧、講義内容

資料－3 2025年度上智大学短期大学部履修要覧、講義内容

資料－4 教授会議事録（令和7年3月28日）

資料－5 2024年度学生生活・進路専門委員会（学生生活部門）業務報告および  
2025年度業務計画

資料－6 2022年度（令和4年度）上智大学短期大学部学生生活実態調査 報告書

資料－7 教授会議事録（令和7年4月15日）

資料－8 教授会議事録（令和6年7月16日）

## 令和2年度自己点検・令和3年度認証評価時

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「卒業認定・学位授与の方針」に関して、現在の方針は具体的な卒業要件及び成績評価の基準は明確に示してはいないため、それらを明確にするため見直しを行う。その際、現在行っている成績評価の厳正化及び単位の実質化の検証を進め、卒業要件の単位数も66単位から62単位に減少（専門選択科目を減少）させたため、その効果について検証する。

教育課程については、令和2年度より、学生による幅広い教養力の獲得を意図して、教養科目群において1科目につき週2回100分の授業を14週開講していたが、それを改め1科目につき週1回の授業を14週開講する体制としたが、学習成果獲得の観点から考えて、学生の学習の進度によっては、多くの学問体系について学ぶ方が望ましい場合と、限られた学問体系について集中的に学ぶ方が望ましい場合がある。多様な学生をアドバイザー教員がこれまで以上に理解しながら、履修や学習について支援を行っていく必要がある。

上記の教養科目の週1回開講科目化について「カリキュラム（教育課程）アセスメント」を行い、その効果を検証し、必要な改善を行っていく。またそれを受け、英語選択必修科目、基礎科目、専門科目においても同様の変更を行っていくべきかどうか、判断する。

そして準上級や上級における新たな英語選択必修科目導入の例に見られるように、学習進度の速い学生の意欲に応える高度な教育プログラムをより充実させるとともに、そうした科目の受講者数を増加させるための方策を企画、実施する。同時に学習進度が必ずしも早くはない学生について、学期中のアドバイザーによる学習支援に加え、「学生生活サポートシステム」を通じた支援や、各学期そして特に卒業と関わる最終学期における、履修指導や学習支援に工夫が必要である。2年間での卒業を意図していない学生も一定数いるが、それを望む場合の最終学期で、学生が専門科目の学習に難しさを抱えている場合がある。より高度な学問に関する講義や書籍の理解、そして研究倫理に則った上で、学術的な論述を行うための支援も科目担当者に加え、アドバイザーがより効果的に行っていく。

学生生活実態調査を受けた、アンケート集計や分析を早める必要がある。また調査項目についても工夫を行い、学生生活の実態及びニーズの的確な把握に努める。

進路決定に向けた活動に困難を抱えている学生に対し、早期対応ができる体制を整えるために、情報収集と情報共有の仕方について検討を加え、「進路指導マニュアル」の効果的な活用方法を提案する。

進路先を対象に意見聴取し、卒業生の調査を実施しているが、卒業生からの意見聴取は、卒業時のアンケートを除き行っていない。今後は、短期大学基準協会主催の「短期大学生卒業生調査」に参加し、自己点検をより多角的に進め内部質保証に取り組む。

最後に、令和3年度にはコロナ禍への対応のため、教育課程全体において教室での対面授業と Zoom を通じた遠隔での授業を同時に行う「ハイフレックス型」授業を実施することを令和2年12月教授会で決定した。その決定に至る前に、令和2年度春学期は全ての授業をオンライン授業とし、秋学期には必修科目である「プレ・ゼミナール」(1年次生履修)「ゼミナールII」(2年次生履修)をハイフレックス型で実施し、担当する専任教員が効果的な授業運営について検証を重ねてきた。それを活かし、令和3年3月には全教員を対象にワークショップ「オンライン授業の工夫と実践・ハイフレックスへの備え」を開催する等して準備をしてきた。今後は、ハイフレックス型授業について常に改善の方法を検討し実行に移し、アセスメントの対象とし、その継続の有無や改善の方法について検討する。進路支援についても同様で、就職や4年制大学への編入学へ向けたキャリア講座を対面と遠隔の同時進行のハイフレックス型で実施することを決定した。それについても、短期的及び長期的アセスメントと改善を行っていく。

## 令和7年度自己点検（中間時）

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画への対応>

#### 該当する観点

基準Ⅱ-A-3 (1)「教養教育の内容と実施体制が確立している」

基準Ⅱ-B-1 (1) ⑥「学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている」

基準Ⅱ-B-2 (5)「基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている」

成績評価の厳正化及び単位の実質化、卒業要件の単位数を66単位から62単位に減少（専門選択科目を減少）させたことの効果について、既述の通り、検証は行っていない。また教養選択科目を週2回開講から週1回開講に改めたことの効果は、こちらも既述の通り、ほぼ全ての教養選択科目において、従来の1科目を、A及びBの2科目として独立させる等の方法をとった結果、AまたはBあるいは双方を履修した学生の割合が増加し、幅広い教養を身につけるという観点から見て望ましい成果であった。ただ履修する科目数と修得する学問分野が増加することにも繋がるため、学生の希望や学力に応じてアドバイザー教員が助言を行っている。また週1回開講科目化を他の科目群でも実施するかどうか検討は行ったが、特に専門科目においては履修する科目数と修得する学問分野が増加し難易度が増すことへの懸念が示されたこともあり、継続した検討は行わなかった。

令和6年度入学の最後の入学者を対象として、学習成果獲得の機会をより多く提供し卒業に至る手厚い支援を行うため、従来とは異なる改善が必要となり、必修科

目の補習科目の充実や、従来の授業実施期間に加えて学びに難しさを抱えている学生を対象とした集中講義期間を設けた。

令和7年度の補習科目実施状況については、英語必修科目の分類で5科目、教養必修科目の分類で1科目、専門必修科目の分類で3科目を準備し、履修者がある場合に開講した(資料-1)。集中講義は令和6年度秋学期より実施しているが、同学期には教養選択科目を1科目(2単位)、専門選択科目を2科目(各2単位)開講した。(資料-2) 令和7年度春学期には、教養選択科目では1科目(2単位)、専門選択科目を3科目(各2単位)開講した。(資料-3)。

アドバイザー教員による学習支援の改善については、複数アドバイザー制を導入したことを既に挙げたが、その運用を継続すると同時に、在学生数の減少(令和7年度開始時で67名)により、アドバイザー以外の教員でも各学生の学習状況等を把握し易くなり、教授会、各種専門委員会を通して特別な支援が求められる学生について教職員間で情報を共有し、必要な支援を行ってきた。

学習に難しさを抱えている学生について、学習上の課題が精神面での課題と結び付いたケースもあり、「学生生活サポートシステム」を通じた対応も行った。主な取り組みとして、そのような学生に対して、従来はコロナ禍において基礎疾患を抱える学生への対応として実施したハイフレックス型授業への遠隔での参加を、許可したことが挙げられる。コロナ禍後、原則としてキャンパスでの授業実施体制へと戻ったが、そうした環境での学びに難しさを抱える学生に対して、医師の診断書を基にカウンセラーやコーディネーター教員が学生本人との面談を通して支援内容を決め、人前での意見発表や授業内コミュニケーション等について工夫をすることによって合理的な配慮を行い、学びの継続が可能となるよう支援した(資料-4)。これはハイフレックス型授業の改善計画とも結び付いており、その在り方の検証から、従来のコロナ対応への利用のみならず、遠隔参加という状況であれば効果的に学びの成果が獲得出来る学生の支援へと活用したものである。

またより高度な学問に関する講義や書籍の理解、そして研究倫理に則った上で、学術的な論述を行うことに難しさを抱えている学生支援について、本学では年次アセスメントの一環として、学生が2年次秋学期に履修する「ゼミナールII」で提出するゼミナール論文のアセスメントを実施し、その結果を毎年教授会で継続して共有してきた。研究倫理の問題も含め学生の抱える難しさを分析し、ゼミナール所属学生のアドバイザーを務める教員が、他のゼミナールで作成された論文についても情報を得ながら、幅広い視点から対応について考え、実践してきた。

## 該当する観点

### 基準Ⅱ-B-3 (8)「学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている」

学生生活実態調査については、アンケート集計や分析を早め、コロナ禍等の特殊な状況についても分析上の工夫を行い、学生生活の実態及びニーズの的確な把握に努めてきた(資料-5)。

## 該当する観点

基準Ⅱ-A-8 (1)「卒業生の進路先からの評価を聴取している」

基準Ⅱ-A-8 (2)「聴取した結果を学習成果の点検に活用している」

基準Ⅱ-B-4 (1)「就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している」

基準Ⅱ-B-4(2)「就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている」

基準Ⅱ-B-4 (5)「進学、留学に対する支援を行っている」

卒業生からの意見聴取については、課題への対応で既述の通り、大学・短期大学基準協会主催の「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」に参加した。アンケートの結果を分析し特に改善が必要だと判断した学生の「キャリア意識」の低さへの対応として、1年次春学期に開講される必修科目である「基礎ゼミナール」に、過去を振り返って自己理解を深め、将来のライフキャリアを設計する「ライフラインチャートの作成」を導入し、キャリア意識を高めるカリキュラム改善に取り組んだ（資料-6）。

「進路指導マニュアル」の効果的な活用方法を提案については、毎年同マニュアルの活用を行ってきたが、既述の通り、学生生活・進路指導委員会がアドバイザー教員との連携を強め、支援の必要な学生についてより多くの情報を得て個別面談を実施し、直接的な働きかけを行うことに注力した。またハイフレックス型の情報提供を有効活用し、コロナ禍後も就職や編入学へ向けたキャリア講座を、対面と遠隔の同時進行のハイフレックス型で実施した。その際、オンラインの学生が不利益を被らないように個別対応を行う等の配慮を行い、全ての学生にとって希望する進路が実現出来るよう支援してきた。

資料-1 2025年度上智大学短期大学部履修要覧

資料-2 教授会議事録（令和7年3月28日）

資料-3 教授会議事録（令和7年10月14日）

資料-4 教授会議事録（令和7年2月20日）

資料-5 2022年度（令和4年度）上智大学短期大学部学生生活実態調査 報告書

資料-6 「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」の集計結果報告およびカリキュラム提案について（令和4年3月25日教授会資料）

以上